

第11回 TC フォーラム政策勉強会報告(2021 年10月21日開催)メモ

第11回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021年10月21日開催(報告日:2021 年10月22日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム®

益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。

コロナ禍のなか、リアルな勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、ZOOM の配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。

第 8 回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。

希望者は、事務局(info@tc-forum.net)へメールで申し込んでください。

次回(12回)勉強会アナウンスメント

[2021 年11月29日(月)午後 3:00~4:30 Zoom によるオンライン開催]

第12回「電子インボイス」とは何か

～電子インボイスは商取引の国家監視が狙い

～EUなどでの電子インボイスの危険な使われ方を検証する

報告者 石村 耕治

(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

当日のテキストは、TCフォーラム研究報告2021年9号『『電子インボイス』とは何か』を使用します。TCフォーラムのHPにアップしているのので、参加者は、事前に予習をお願いします。

【以下にアクセスすれば、レジメ・資料を入手できます】

<http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/10/5532c1f185ad331340f0a6bd0c953b41.pdf>

◎2021年第11回運営会議の開催(議事録)

- ・ 2021年第11回政策勉強会「税務援助業務と税理士制度のあり方」の後、運営会議が PM 4:30頃から開催された。
- ・ 運営会議では、平石事務局長から、パンフ「納税者支援調整官を使いこなそう」の頒布について提案が行われた。事務局長が各界と協議し、有償頒布する旨了承された。
- ・ 益子共同代表から、パンフ「質問応答記録書とは何か」(仮称)のたたき台作成についてWGでの進捗状況について報告があった。
- ・ TCフォーラムの勉強会のアナウンスの再送(備忘)については、開催日の数日前に行うことにした。なお、事務局長が多忙な折には、益子・石村両共同代表が再アナウンスに協力することになった。

第11回TCフォーラム政策勉強会報告

[2021 年10月21日(木)午後 3:00~4:30 Zoom によるオンライン開催]

第11回 税務援助業務と税理士制度のあり方

～市民・納税者に開かれた税務専門職・
税務援助制度をグローバルに探る

報告者 **石村 耕治**

(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

勉強会テキスト: <http://tc->

forum.net/tc/%e3%83%95%e3%82%a9%e3%83%bc%e3%83%a9%e3%83%a0%e7%a0%94%e7%a9%b6%e5%a0%b1%e5%91%8a2021%e5%b9%b48%e5%8f%b7/

《石村報告のまとめ》 評者: 益子良一

- ・ 2021年度第11回政策勉強会は、10月21日(木)午後3:00~開催された。
- ・ 今回の勉強会で、石村共同代表は、“国民・納税者が主役”の視点にたつて「税務援助業務」(わが税理士法でいう「税理士業務」に相当)の分ち合いの仕方、税務援助業務展開の実情、開かれた税務援助業務のあり方を、日独税理士法の比較で検証された。
- ・ 前回(第10回)の勉強会では、「国税庁が求める税理士法改正(案)を斬る」、「税理士、税理士会は、税務署のお手伝いさんでいいのか!」というサブタイトルを掲げて、TCフォーラムの会員でもある、菊池純税理士が報告された。
- ・ 税理士制度と税務援助制度については、2回連続となった。

●開かれた「税務支援業務」のあり方を日独で比較する

- ・ 日独両国には、税理士制度がある。しかし、わが国の税理士法は、「業法」の色合いが濃

厚である。石村代表は、このことに着眼し、わが国の税理士法制は、「税理士が主役」の構図にあると指摘する。「税理士業務の独占」が前面に押し出されて、国民・納税者は脇役に追いやられている、と指摘する。

- ・ わが国の税理士試験には「税理士法」のような科目がない。このため、税理士のなかには、自分が行っている業務「独占」についてよく理解できていない人も多い。今回の報告で石村代表は、税理士法のイロハから話された。そのうえで、「独占」を“政府規制撤廃”というよりは、“国民・納税者のための申告納税制度”という視点から精査し、「税務援助」はどうあるべきかについて、自論を展開された。
- ・ また、2020年の税理士試験合格者が5,402人、うち五科目合格者は648人と、崩壊寸前の試験制度の立て直し、QC管理も重い課題である、と指摘された。この点では、税理士会も自浄自戒の姿勢がないことは確かである。
- ・ 石村代表は指摘する。日本の税理士会は、争訟支援などの職域の拡大を叫ぶが、ドイツの税理士試験では訴訟法(刑事訴訟法を含む。)の科目がある。試験科目の見直しをしないままでの職域拡大の主張するのには大きな疑問符がつくと。
- ・ 前回の報告で、菊池税理士は、監査業務への職域拡大路線が、逆に公認会計士に税理士の職域を浸食される結果となったことを指摘された。税理士は、税務の専門職として生きる道をしっかりと踏み固め、大事にする姿勢を堅持することを忘れてはならない。
- ・ つづいて、石村報告では、「税務援助」にふれた。世界の主要国における非税理士による税務援助について解説された。図表で示され、世界の実情をはじめて知った参加者も多かったのではないかと。申告納税制度のもと、主要国では、申告援助は、市民ボランティアに任せている実情にあることが手に取るようにわかった。むしろ、これらの諸国において課税庁は、市民ボランティアによる申告に伴う過誤、ミスなどの補償、損害賠償保険や労災保険などの充実に努めている実態が紹介された。
- ・ 石村代表は、倉敷民商事件のようなボランティアによる無償の税務援助について税理士法違反を問うことに対しては、疑問を呈した。①議員立法で、税理士業務を有償独占化する税理士法改正案を用意する、あるいは、ドイツ税理士法のように、②「税務援助業務」を税理士と非税理士とで分かち合う法制を求める立法活動も必要ではないかと示唆された。
- ・ 石村報告を聞いてわかってことだが、ドイツ税理士法は、「業法」の色合いはわが国ほど濃くない。「税務援助業務」を「税理士」と「非税理士」との間でどう分かち合うかに力点がおかれている。このドイツの法制は、国民・納税者と税理士が共同で歩むには参考になる。
- ・ わが国の税理士界(会)は、ドイツ各地の単位税理士界(会)と交流を密にしている。ところが、税理士以外が行う「税務援助業務」には関心が薄い。というよりは、全く知らない。「ドイツも、無償独占の税理士制度がある。頼もしい世界の友達だ」といったレベルだ。
- ・ 石村代表の報告を聞くまで、ドイツ税理士法のもと、給与所得者や年金所得者など300万人超の納税申告を支援する大規模な「給与税援助協会(ローンシュトイアー・ヘルフェ・ファーアイン/Lohnsteuerhilfverein)」の仕組みがあるなど、知らない参加者も多かったのではないかと。わが国でこれまでしっかりと紹介されていなかったことは確かだ。
- ・ 石村代表は、長く英語圏の大学で勉強されていたが、ドイツ語能力はいまいちとか。しかし、時代が変わり、ドイツのAO(国税通則法/財政法/アップガーベンオールドヌンク)とか、税理士法(Steuerberatungsgezet/シュトイアー・ベレートュングス・ゲゼツ)とかの法律については英訳が使える時代に入り、ドイツ法の理解が容易になったことを吐露した。ドイツは、伝統的な賦課課税制度から、給与所得やキャピタルゲイ

ン、付加価値税などについては申告納税制度（ハイブリッド方式）に変わりつつあるという。しかし、わが国での制度紹介は不的確だと指摘する。わが国のドイツ税法専攻の研究者の資質が問われているのではないかとやんわり指摘された。

- ・ 申告納税制度は、非税理士である国民・納税者と税理士とが協力して護らなければならない。
- ・ 石村代表いわく、日独比較でみた場合、わが国での国民・納税者に開かれた税務援助のあり方を探るには、次の2つの方策が考えられると。
- ・ 1つは、①ドイツ税理士法の法制を参考にして、現行の「税理士業務」を「税務援助業務」に名称を変更し、税理士と非税理士が分ち合う仕組みに見直す道を探ることだという。
- ・ もう1つは、②現行の無償独占の「税理士業務」を税理士の有償独占として、現行の無償の税理士業務（税務援助業務）の一部を国民・納税者に開放し支え合う道を探ることだという。
- ・ 石村代表は、税理士法52条の改正素案を提示された。ただ、税理士会などは、こうした対案が納税者団体から出てくることには警戒感を示すのではないかと指摘された。しかし、税理士会の税理士法改正独り占めの流れを変え、税理士法に国民・納税者の参加を促すには、大事な兵法ではないかと指摘された。
- ・ 前回の菊池代表の報告をきいたこともあってか、石村代表は、税理士法改正を税理士会と国税当局との間での護送船団方式に委ねてはいけなさと。国民・納税者は、法改正論議が「コップの中の嵐(Storm in the teacup)」、業界益ファーストになるのにストップをかけなければならない、と警鐘を鳴らされた。前記の税理士法52条改正素案は、ストッパーになるのではないかと？
- ・ 石村代表は、税理士法改正論議は、国民・納税者が主役の申告納税制度を確立するためにも税務援助業務への過剰な政府規制の撤廃を求め、国民・納税者ファーストのスタンスですすめないといけなさと、方向性を示した。
- ・ 確かに、税理士法改正論議には、申告納税制度の主役である国民・納税者が積極的な参加が必要不可欠である。



- ・ わが国では、数か所をかけずりまわって働いているワーキングプア（働いても貧しい人たち）や年金受給者の申告支援などはほったらかしにされている。掛け持ちで懸命に働くサラリーマンやOLも同じである。政府は副業・兼業を奨めるが、これらの人たち税務援助には一言もふれない。
- ・ これに対して、ドイツでは、給与所得者や年金生活者などに対する非税理士による大規模な税務援助業務サービスが提供されている。ところが、わが国では、ドイツの税理士法の仕組みについて正確に紹介されていない。労働組合、NPOなども税務支援のあり方に

は関心が薄い。年末調整ですっかり「植物人間化」されているからかもしれない。

- ・ この島国の税務専門職は、アメリカやオーストラリアなど多くの先進諸国では、サラリーマン納税者や年金受給者だけではなく、移民や外国人労働者、名ばかり事業者や零細事業者に対する税務援助がどうなっているかについてももっと関心を持たないといけないことを実感した。ゴビの砂漠に行って植林するのも大事だろうが……、移民や外国人労働者向けの税務支援に大汗をかくのも一案である。

● 質疑応答

≪今日は、税務支援業務や税理士制度のあり方について、あらたな観点からお話いただき、目から鱗が落ちる思いであった。感銘した。TCフォーラムに税理士法部会を設け、国民・納税者にかかれた税理士制度に向けて検討を重ねてはどうか。≫

——TCフォーラムは、納税者権利憲章をつくるのに尽力している団体である。税理士制度だけを扱うのは至難である。「言うだけ番長」では困るので、是非とも質問者に研究会合のアレンジをお願いしたい(笑)。

≪税理士業務を、「無償」、「有償」、「名称」とはっきり色わけするのは難しいこともあるのではないか?≫

——ご質問のとおり、解釈はいろいろあると思う。明確な線引きを容易ではない。色分けが至難というのであれば、税理士会が、国民・納税者の立場にたった統一的な税理士法の解釈・適用を出す必要があるのではないか。でないと、国民・納税者は、課税権力や権力側に組した税理士による法の拡大解釈・適用で脅かされるケースも出てくる。例えば、ドイツ税理士法4条5号のように、「商業を営む事業者が、その事業活動の一環としてその事業取引と直接に関連する範囲で顧客に対して行う税務援助」は税理士法違反にはならない、といった感じで、法律の明文で規定した方がよいのではないか。税理士法通達で税理士と税務署に都合のよい解釈を並べ立てるのはいかがかと思う。

≪岡山民商事件のような事業納税者の自主申告を援助する活動で団体職員が税理士法違反で処罰されるようなことがあってはならないと思う。憲法解釈や税理士業務の有償独占化のための議員立法など多角的な対応が必要だと思う。≫

——国民・納税者が負う「納税の義務」を果たせるように事業納税者を援助したら税理士法違反を問われるというのは、民主国家ではあってはならないことだと思う。実際にそれがあるから、問題なわけである。税理士法は、税理士会と課税庁の仲間内の「業法」という枠を取っ払って、「国民・納税者が主役」の視角から検討し直さないといけない。課税権力、国家権力との闘いは必要だが、法改正をしてそうした闘いをする必要のない法律づくりもいる。

≪石村代表の考え方は、政府規制撤廃、新自由主義のような印象を受けた。税理士業務は確かに政府規制でつくられたものである。しかし、「国民・納税者は主役」だといって、税理士いじめをするのは酷ではないか?≫

——今回の報告では、わが税理士法と、社会民主主義、政府規制で職業をつくることに積極的な国であるドイツの税理士法との比較で検討した。アメリカのような新自由主義の国の法制との比較ではない。ドイツの税理士法を深読みしてみればわかることがある。それは、「税理士業務」を政府規制で囲い込んで独占業務としているが、その独占業務を、「税

理士」と「非税理士」で分かち合う仕組みになっている。決して一方的に税理士が主役の法制にはなっていない。また、各税理士会が手分けして、ヨーロッパ中の税務専門職をドイツ国内に招へいして「外国人税理士」として認証する努力をしている。ところが、わが国の税理士会はどうだろうか？近所の年金生活者の税務支援すらほったらかし、外国人労働者の税務支援なども組織としてしようもしない。要は、わが国の税理士会は、税務支援は、自分らの業務独占を死守するための「ポーズ」だけなわけである。自分らがやる気がないなら、アメリカなどのように、市民ボランティアに申告支援を任せの方がいいのではないか？

税理士法改正となると、税理士会と役所が護送船団を組んで、国民・納税者の意見をまったく聞こうとしない。まさに「密室政府立法」にうつつを抜かしているわけである。もう少し、税理士会は、外国の税務専門職制度などをしっかり研究してはどうかと思う。守旧派の人たちには、今回のような私の報告は評判がよくないのは承知している。ただ、私は、新自由主義ではなく、国民・納税者に開かれた税理士制度を構想しているつもりなのだが……。

《税理士は、高度の職業専門家として勝負すべきだと思うが、どうか》

——まさに、そこがポイントである。専門職として磨きをかけて生きるのが正道である。ドイツでも、平均的な税理士は、1時間100ユーロの高度の専門職として生業に励んでいる。

(2021年10月22日)